

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、取得価格が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円  
としています。

##### ② 無形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの

取得原価

##### ② 出資金

ア 市場価格のないもの

出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 販売用土地

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げ  
る方法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ② 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物

6 年～50 年

イ 工作物

6 年～40 年

ウ 物品

4 年～15 年

③ 無形固定資産

定額法

(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から高知縣市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、高知縣市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち当村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として

計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

## ② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

## 2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更 該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更 該当事項ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項ありません。

3. 重要な後発事象 該当事項ありません。

4. 偶発債務 該当事項ありません。

## 5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

代替輸送特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー%

連結実質赤字比率 ー%

実質公債費比率 △4.9%

将来負担比率                      ー%

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

- ・一般会計繰越明許費    182,606 千円
- ・一般会計事故繰越額    5,595 千円

※繰越明許費(地方自治法第 213 条)、事故繰越額(同法第 220 条第 3 項)、  
継続費の通次繰越額(同法施行令第 145 条第 1 項)の金額を記載します。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で  
保有していた資産のうち、売却予定の資産を売却可能資産としていま  
す。

イ 内訳

売却可能資産はありません。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基  
準財政需要額に含まれることが見込まれる金額                      1,616,466 千円

③ 地方公共団体健全化法に基づいた算定要素内容

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 標準財政規模                    | 1,122,100 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 199,432 千円   |
| 将来負担額                     | 2,667,108 千円 |
| 充当可能基金額                   | 3,168,846 千円 |
| 特定財源見込額                   | - 千円         |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額    | 2,494,116 千円 |

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上し  
ています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △117,430 千円

② 既存の決算情報との関連性

|                         | 収入（歳入）       | 支出（歳出）       |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 歳入歳出決算書                 | 2,408,035 千円 | 2,286,161 千円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 23,576 千円    | 23,579 千円    |
| 繰越金に伴う差額                | △228,604 千円  | —            |
| 歳計余剰金処分による差額            | 120,000 千円   | 120,000 千円   |
| 一般会計等に係る相殺額             | △21,410 千円   | △21,410 千円   |
| 資金収支計算書                 | 2,301,597 千円 | 2,408,330 千円 |

地方自治法第 233 条 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は代替輸送特別会計の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 資金収支計算書の業務活動収支  | △79,639 千円  |
| 投資活動収入の国県等補助金収入 | 161,663 千円  |
| 未収債権の増減額        | △12,559 千円  |
| 減価償却費           | △361,609 千円 |
| 投資損失引当金の増減額     | △6,133 千円   |
| 退職手当引当金の増減額     | △14,239 千円  |
| 賞与等引当金の増減額      | △1,644 千円   |
| 徴収不能引当金の増減額     | △64 千円      |

|                |             |
|----------------|-------------|
| 固定資産除売却損益      | 1,383 千円    |
| 純資産変動計算書の本年度差額 | △312,841 千円 |

---

④ 一時借入金

一時借入金の借入はありません。なお、一時借入金の限度額は 800,000 千円です。